

令和3年5月15日

利用者の皆様

旭川市長 西川 将人

旭川市児童館指定管理者

ワーカーズコープ指定管理者グループ

児童センター臨時休館のお知らせ

日頃から、児童センターをご利用くださり厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年5月14日付けで国から法令に基づく「緊急事態宣言」が北海道に発令されたことを受けまして、本市としましても、子どもたちをはじめ利用者の皆様の健康を守るため徹底した対策を講じる必要があると判断し、この度、市内の全児童センターを次の期間臨時休館することといたしました。

利用者の皆様におかれましては、皆様の健康と安全を第一に考え取り組むこの度の措置に対し、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【臨時休館期間】

令和3年5月17日(月)から

令和3年5月31日(月)まで

※ 上記期間中は、夜間についても使用中止といたします。なお、今後の夜間使用申請につきましては、臨時休館期間の解消後から受付を再開いたします。

※ 今後の社会情勢等によっては、休館期間を延長する可能性がございます。

【問合せ先】

旭川市 子育て支援部 子育て支援課 青少年係

電話 0166-25-9847 (平日午前8時45分から午後5時15分まで)